

京都市男女共同参画センター 一部活用事業者選定委員会 市民公募委員を募集します

京都市では、文化市民局共生社会推進室が所管する「京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）」を一部活用する事業者について、公募型プロポーザル方式により選定するため、学識者や専門家などで構成する選定委員会を設け、提案内容等について審査を行います。

この度、広く皆様の御意見を市政に反映させるため、以下のとおり市民公募委員を募集いたします。多数の御応募をお待ちしています。

- ・ 募集人数 1 名
- ・ 応募期間 令和 7 年 7 月 2 日（水）～同年 7 月 1 5 日（火）【17 時必着】

- ・ 応募・問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当

T E L : 075-222-3091 F A X : 075-366-0139

Eメール: danjo@city.kyoto.lg.jp

ホームページ

https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_bosyu/bunshi/0000343227.html



「真のワーク・ライフ・バランス」

啓発キャラクター

バランス鳥の 真さん



真の
ワーク・ライフ・バランス



応募要項

1 募集人数

1名

2 任期

委嘱の日から1年間（本市が選定した契約候補事業者と契約したときは、満了前に任期終了）

3 職務

京都市男女共同参画センターを一部活用する事業者の募集に当たり、選定委員会の一員として、応募者の提案内容等の審査を行っていただきます。

4 応募資格

令和7年7月2日現在において、次に掲げる要件をすべて満たしている方

(1) 男女共同参画の推進に関する本市の施策に理解・関心のある方

(2) 市内に居住又は通勤、通学する年齢18歳以上の方

(3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方

(4) 過去に本市の常勤職員でない方

(5) 本市の附属機関等に2つ以上、市民公募委員として参画していない方

(6) 平日に開催される会議（概ね年2回程度）に出席できる方

※ 活用事業者として応募した団体に対して、特別な利害関係を有する場合（例：応募団体の代表者を委員の家族が務めている場合など）は、委員会に出席することができない。

5 応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、小論文（テーマ「市民にとって魅力ある公共空間となるウィングス京都のあり方」800字程度）を添えて、郵送、ファックス又は電子メールで御応募ください

なお、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

6 応募期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月15日（火）まで【17時必着】

7 選考方法

応募書類を基に書類選考します（必要に応じて、面接を行う場合があります）。選考結果は、応募者全員に文書でお知らせします。

8 その他

会議の出席ごとに、委員報酬をお支払いします。

京都市男女共同参画センター指定管理者選定委員会 市民公募委員 応募用紙

(応募期限 令和7年7月15日(火) 17時必着)

ふりがな			
①氏 名			
②生年月日	年 月 日 (歳)	③性 別	
④住所及び 連絡先	(郵便番号)		
	電 話	- -	
	F A X	- -	
	E メール		
⑤職 業		⑥勤務先又は通学先の所在地 及び名称(市外在住の方のみ)	(所在地) 京都市 () 区
			(名称)
⑦地域活動・市民活動など、これまで取り組んでこられた活動があれば、御記入ください。			
⑧応募理由			
⑨参加可能日		10～12 時	13～15 時
応募時点で参加可能な日時に○を記入してください。	7月22日(火)		
	23日(水)		
	24日(木)		

※御記入いただいた住所、氏名、年齢、性別、電話番号などの個人情報は、本選考のみに使用し、他の目的では一切使用しません。また、参加可能日は委員選考後、第1回選定委員会の日程調整をスムーズに行うために事前にお伺いするもので、選考に当たって影響は一切ありません。

(裏面有り)

